

泉南市学校給食危機管理マニュアル

平成 30 年 4 月

泉南市教育委員会

はじめに

泉南市では、教育振興基本計画において、学校給食の適切な推進として子どもたちが健全な食習慣を身に付け、健康で豊かな人間性を育むことができるよう、小中学校の給食の充実に努めることとしています。

現在、泉南市立の全小学校では共同調理場方式（センター方式）、全中学校では民間調理場活用方式（デリバリー方式）により、「泉南市小学校給食衛生管理マニュアル」及び「泉南市中学校給食衛生管理基準」等に基づき、児童生徒に安全、安心な給食を提供しています。

学校給食は、献立の作成から食材の選定、検収、調理、盛付、配送、配膳及び児童生徒の喫食まで、安全、安心であることが求められ、学校給食に携わる全ての人が連携して取り組まなければなりません。

このため、衛生管理の徹底と学校給食に携わる関係者の意識向上、事故防止対策及び事故発生時の迅速な対応を目的とし、食中毒及び異物混入の防止、発生時の対応や自然災害等発生時の対応を総合的に捉えるものとして「泉南市学校給食危機管理マニュアル」を策定します。

泉南市教育委員会

目次

第1章 食中毒の防止、発生時の対応について

1. 食中毒の防止	1
2. 食中毒発生時の対応	
(1) 食中毒のような体調不良者があった場合	2
(2) 食中毒の可能性が確認された場合	4
3. 食中毒発生時対応フロー	8

第2章 異物混入の防止、発生時の対応について

1. 異物の定義と区分	9
2. 異物混入の防止対策	10
3. 異物混入への対応	
(1) 給食調理施設（配膳室含む）で異物を発見した場合	13
(2) 検食時又は教室（配膳・喫食時）において異物を発見した場合	16

第3章 自然災害等発生時の対応について

1. 地震発生時の対応	19
2. 気象警報発令時の対応	19
3. その他災害時等の対応	19

参考資料

○事故発生時の連絡体制	20
○様式1	21
○様式2	23
○様式3	24
○様式4	25

第1章 食中毒の防止、発生時の対応について

1. 食中毒の防止

学校給食の提供において、食中毒を防ぐためには、食品に食中毒の原因となる細菌などを「つけない」「増やさない」「やっつける」ことが最も重要である。

泉南市の学校給食については、食中毒を防止するため、次のとおり対応する。

学校給食センター内調理場及び調理等委託事業者の調理場（以下、「調理場等」という）の対応

食材の選定、検収、下処理、調理、盛付及び配送の各業務において、「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」「泉南市小学校給食衛生管理マニュアル」「泉南市中学校給食衛生管理基準」（以下、「基準等」という）。を遵守する。また、調理場等及び泉南市近隣の食中毒の発生状況や市内の学校における状況を日々確認し、各学校及び教育委員会と情報を共有する。

学校配膳室の対応

給食の検収、保管管理、配膳等の各業務において、基準等を遵守する。

学校の対応

学校長以下職員等は、毎朝、児童生徒の出欠にかかわらず、健康状態を確認し、必要に応じて児童生徒の保護者と連携を密にする。

また、日々児童生徒への手洗いの励行を指導し、食中毒の早期発見に努め、給食時間の衛生管理を行うなど食中毒の防止を図り、給食終了後も児童生徒の健康状態を把握する。

近隣の地域や市内の学校における食中毒の発生状況についても確認し、学校間で情報を共有する。

【給食時間の衛生管理】

- ①児童生徒の健康状態、手洗い等の実施指導及び確認を行う。
- ②給食当番の児童生徒の衛生的な服装の指導及び確認を行う。
- ③配膳台等を使用し、食缶やコンテナボックス等を床等に直接置かないよう指導する。
- ④配膳時の配膳台、食器等の衛生的な取り扱いに関する指導を行う。
- ⑤給食開始から終了までの児童生徒の状況を確認する。

教育委員会の対応

調理等委託事業者（以下、「委託事業者」という）の学校給食調理業務について、基準等の遵守状況の確認及び指導を行う。また、食中毒に関する情報の収集に努め、学校を含む給食関係者と情報を共有し、連携を図る。

2. 食中毒発生時の対応（食中毒の疑いがある場合を含む。）

万が一、食中毒の疑いがある場合は、対象者の救護はもちろんのこと、二次感染防止のため正確な情報を収集し、関係機関等との調整の上、迅速かつ適切に対応する必要がある。

泉南市の学校給食については、食中毒発生の原因を究明し、再発防止への取組を行うなど、できる限り速やかに解決に向けた体制を構築するため、次のとおり対応する。

（1）食中毒のような体調不良者があった場合

調理場等の対応

学校給食センターから連絡があった際は、2週間前までの基準等に基づく各種報告書及び保存食について、提出できるよう準備を行う。

学校給食センターは、各関係機関と連携を密に取り、状況の把握に努め、食中毒が確認された場合の体制を構築する。また、調理場等において発症者を確認した際は、発症者の状況を把握の上、学校給食センターに連絡し、指示を仰ぐ。

【各種報告書】

「泉南市小学校給食衛生管理マニュアル」、「泉南市中学校給食衛生管理基準」に定める様式全て。

給食配膳室の対応

学校、学校給食センター又は教育委員会から連絡があった際は、指示に従い対応する。

学校の対応

発症者の救護を最優先とし、発症者本人、発見者及び保護者等から症状等に関する情報を正確に確認する。

食中毒の可能性を否定せず、二次感染の防止、発症者以外の児童生徒及び学校関係者全員の健康状態を把握し、学校長以下学校関係者全員で情報を共有、管理職による指示、学校給食センター及び教育委員会へ情報提供を行い教育委員会からの指示等に従う。併せて、食中毒が確認された場合には、迅速な対応を行うための体制を構築する。（P.5、6を参照のこと。）

【基本的確認事項】※様式2、様式3に必要事項を記載

- 症状を訴える者の学年、学級、氏名、性別、人数等を正確に把握の上、記録する。
- 症状の内容（下痢、腹痛、吐き気、嘔吐、発熱等の状態）を確認する。
- 症状の発生に至るまでの状況（最初に異常を感じた日時、場所、状況、発症前2週間の喫食状況及び行動）を確認する。
- 保健所等への連絡の有無（日時、連絡先及び保健所等からの指示、対応）を確認する。
- 医療機関への受診の有無（医療機関名、連絡先、入院、通院）を確認する。
- 管理職への迅速かつ正確な報告を行う。

【情報提供者毎の対応方法】

ア. 児童生徒から直接訴えがあった場合

- ①本人から「基本的確認事項」について確認する。
- ②本人の症状を確認し、保健室での休養や観察又は医療機関への受診の必要性の有無を確認する。
（必要に応じて救急車の要請を行う。）
- ③直ちに保護者へ連絡し、「基本的確認事項」のうち必要な項目について確認の上、対応や措置について報告する。
- ④対象児童生徒のプライバシー、人権への配慮を行い、不安を和らげる。
- ⑤学校医に医療的な指導を仰ぐ。
- ⑥必要に応じて、保健所へ連絡する。（食中毒の発生が疑われる場合は、少人数でも速やかに連絡する。）

イ. 保護者等から児童生徒の症状について連絡があった場合

- ①保護者等から「基本的確認事項」について聞き取りを行う。
- ②医療機関で受診している場合は、症状や原因等を問い合わせて確認する。
- ③二次感染防止のため、嘔吐物等の処理方法等について助言する。
- ④本人や保護者等を心配させないように対応する。
- ⑤必要に応じて、保健所へ連絡する。（食中毒の発生が疑われる場合は、少人数でも速やかに連絡する。）

ウ. 医療機関から連絡があった場合

- ①発症者の病状等について確認する。
- ②直ちに保護者へ連絡し、「基本的確認事項」のうち、必要な項目について確認する。
- ③保健所への連絡について確認し、必要に応じて連絡する。（食中毒の発生が疑われる場合は、少人数でも速やかに連絡する。）

エ. 保健所から連絡があった場合

- ①内容を確認し、調査への協力、今後の対応及び情報提供を行う。（個人情報の提供を含む。）
- ②直ちに保護者へ連絡し、「基本的確認事項」のうち必要な項目について確認する。

学校給食センター及び教育委員会の対応

学校から連絡又は直接連絡を受けた場合は、発症者の救護を最優先に指示し、各関係機関と常に連絡を取り正確な状況把握を行った上、対応する。また、食中毒の可能性が確認された際には、迅速かつ適切な対応を行うための体制を構築する。

【学校給食センター及び教育委員会での対応内容】

- ①学校及び調理場等から連絡を受けた場合は、様式 1 給食事故報告書（速報）の提出を求め、状況を把握し、対応について指示する。
- ②大阪府教育庁教育振興室保健体育課へ連絡し指示を受ける。
- ③保健所へ連絡し今後の対応、注意点等を確認する。
- ④発症者又は医療機関等から直接連絡があった場合は、学校での対応に準じた対応を行い、各小中学校、調理場等へ連絡し情報共有を行う。

（２）食中毒の可能性が確認された場合

調理場等の対応

- ①食中毒の原因が学校給食であった場合に備え、調理従事者等の健康状態の把握に努め、各種報告書を準備し、学校給食センターに指示を仰ぐ。調理場等の調理従事者に食中毒の可能性が確認された際は、様式 1 給食事故報告書（速報）により直ちに学校給食センターに FAX を送信の上、電話で確認する。
- ②保存食を確保し、学校給食センターの指示に従い施設の設備機器、使用食器等を洗浄、消毒せず現状保存する。
- ③学校、教育委員会と連携して食中毒の二次感染防止に努め、発生状況を正確に把握する。
- ④保健所等の調査に対し協力し、原因の究明を行う。
- ⑤調理場等の調理従事者に食中毒の可能性が確認された際は、終焉まで逐一、教育委員会に様式 2 と様式 3 の学校における感染症・食中毒等の発生状況報告書により報告する。
- ⑥食中毒事故が終焉した際は、衛生管理全般を含む改善策を講じるとともに、様式 4 の給食事故報告書により教員委員会へ報告する。

学校の対応

【状況把握、報告及び緊急時の体制の構築】

- ①「調理場等の対応」に準じて、様式 1 給食事故報告書（速報）により直ちに学校給食センター及び教育委員会へ FAX を送信の上、電話で確認する。

②学校長は、学校や有症者の状況が安定するまで逐一、続報を提出する。

③教育委員会、他の学校と連携を取り実態を把握する。

④原因が給食である場合に備え、次の書類を準備する。

□出席簿

□児童生徒緊急連絡簿

□発生の状況を時系列にまとめた書類

(自由様式、様式2と様式3の学校における感染症・食中毒等の状況報告書の活用も可能。)

□学校及び配膳室の状況がわかる書類(平面図、写真等)

⑤学校長は迅速かつ確実に全職員を招集し、職員の健康状態を確認の上、状況説明及び今後の具体的な対応策の協議、職員の役割分担や指示を行う。

⑥食中毒事故が終焉した際は、様式4の給食事故報告書により教育委員会へ報告する。

【各職員の役割分担例】

学校長	学校運営責任者として対応を総括する。 教育委員会等関係機関への連絡、調整を行う。
教頭	学校長を補佐し、学校長の指示の下、全体指揮を行う。 職員室で待機し、状況を取りまとめの上、関係機関への報告及び連絡調整を行う。 発生から終焉までの状況を整理し、記録をまとめる。
主任	2週間前からの全児童生徒の出欠状況の整理を行う。 児童生徒の健康観察結果、喫食状況調査を基本的確認事項に基づき結果を集計する。(学年毎) 教頭を補佐し、保護者向けの文書や報告書等関係書類の作成等を行う。
担任	児童生徒の健康観察及び喫食状況調査を基本的確認事項に基づき実施し、主任へ報告する。その際、欠席者については、理由を明記する。 発症した児童生徒の保護者へ連絡し、医療機関への搬送、帰宅等の対応を判断する。 発症した児童生徒が欠席している場合は、状況を確認する。発症の状況を取りまとめる。(「基本的確認事項」に基づく。)
保健主事、養護教諭	発症した児童生徒の応急措置を行う。 学校医との連絡調整を行う。 担任と連携し、個々の発症の状況等の把握及び記録を行い、主任、教頭に連絡する。 医療機関を受診した児童生徒について、医療機関別に集計及び記録し、主任、教頭に連絡する。

【運営上の措置】

- ①児童生徒の状況に応じた措置を教育委員会と協議し、次の措置について検討する。
 - 平常通りの運営
 - 放課後の活動を全て中止し一斉下校
 - 直ちに授業を打ち切り、必要な調査、指導を行った上で一斉下校
 - 保健所の調査が行いやすいように、自宅待機（医療機関の受診は可）し、できれば保護者も一緒に行動することが望ましい。
 - 翌日以降の措置（平常通りの運営、一部又は全体の臨時休業等。）
 - 翌日以降の学校給食の措置
- ②原因究明のため、保健所等の調査や検査に対して協力する。
- ③発生状況等に応じて、教育委員会、学校医等と協議の上、臨時の健康診断の実施を検討する。
- ④発生状況等に応じて、児童生徒に対する保健衛生指導に関する具体的な対策を検討の上、実施する。

【児童生徒及び保護者への対応】

- ①全児童生徒の健康観察及び喫食状況調査を行う。
- ②保健所等からの児童生徒に対する調査の指示等があった場合は、保護者に十分説明の上、協力を要請し、同意を得て行う。
- ③決定した運営上の措置について、臨時の保護者説明会又は文書で保護者に発生状況や今後の対応について説明する。
- ④発症している児童生徒及びその保護者については、出席、欠席それぞれの状況に応じて次のように対応する。
 - 登校している児童生徒については、保護者や医師と相談の上、医療機関での診療や帰宅など対応を決定する。
 - 登校していない児童生徒については、学級担任等が状況を確認する。
 - 保護者に対しては直ちに連絡し、原因、状況や今後の対応等を説明する。
- ⑤児童生徒の状況調査を行う際は、調査の趣旨を十分説明し、事務的な対応とならないよう注意する。
- ⑥全ての児童生徒の保護者への対応については、状況や今後の対応について文書で知らせるとともに、児童生徒の健康状態に疑問がある場合は、直ちに学校に申し出るよう依頼する。
- ⑦状況等について報告後に保護者から質問等があった際は、学校長に報告の上、指示を受けて対応する。

学校給食センター及び教育委員会の対応

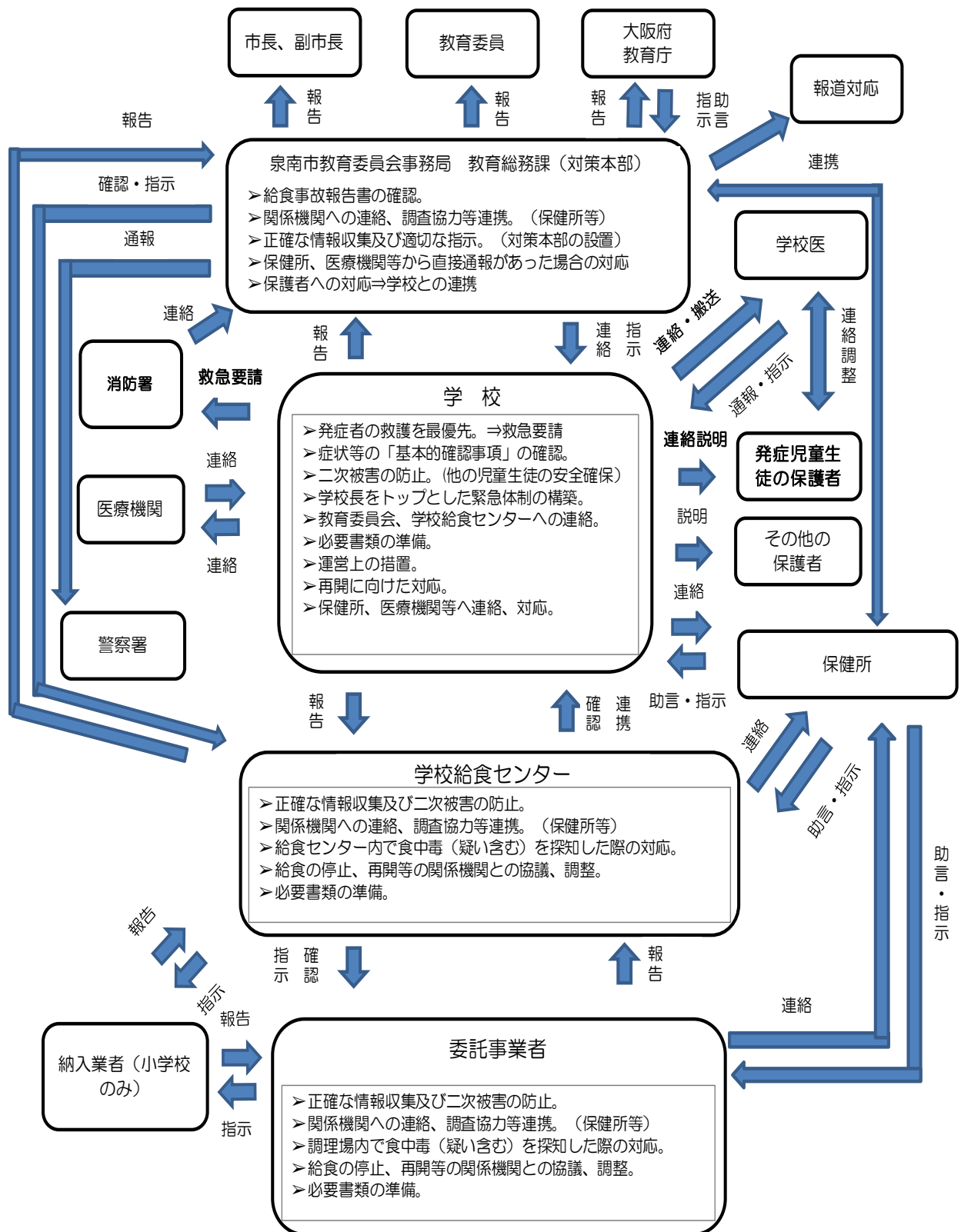
教育委員会は発生の状況等を正確かつ迅速に把握し、以下のとおり適切に対応する。

- ①必要な情報を収集し、正確な情報把握を行い学校に助言、指示を行う。
- ②関係書類を取りまとめ、保健所への連絡を行うとともに、医療機関、大阪府教育庁を含む関係

機関との連携を図る。

- ③事態の推移を見据えて、医療機関、保健所、大阪府教育庁などの意見を参考とし、適切な判断を行い措置を講じる。
- ④関係機関からの報告に基づき、発生から終焉までの状況と対応を時系列に記録しまとめる。
- ⑤状況により対策本部を設置するなど、緊急対応可能な体制を構築する。
- ⑥報道機関への対応については窓口を一本化し、教育委員会が行う。
- ⑦終焉後に学校を含む関係者と協議、調整の上、再発防止策を講じる。

3. 食中毒発生時対応フロー



第2章 異物混入の防止、発生時の対応について

1. 異物の定義と区分

異物とは、人に悪影響を及ぼしうるガラスおよび金属等である。※1

ここでは、一般に異物として扱われる生産、貯蔵、流通、販売に至る不適切な取り扱いに伴って、食品中に混入、侵入あるいは迷入した有形外来物を対象とする。

※1 平成16年2月27日付食安発第0227012号（厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
平成26年10月14日付食安発第1014第1号（改正）

【(公社)日本食品衛生協会「食品衛生検査指針理化学編2015」参照】

泉南市の学校給食における異物は、以下のとおり分類する。

異物	区分	具体的な物質	
危険異物	分類①	喫食により、児童生徒の生命に深刻な影響を与えると判断される異物	金属片、ガラス片、陶器片、針、針金、鋭利なプラスチック片、薬品等
	分類②	喫食により、児童生徒に健康への影響が大きいと判断される異物	衛生害虫（ゴキブリ、蜂、蛾等）、寄生虫を伝播媒介するおそれのある動物（ネズミ等）、製造過程上不適切な取り扱いにより生成したもの。（カビ、異臭、変色等）
非危険異物	分類③	異物自体は不快であり衛生的ではないが、児童生徒に健康への影響が少ないと判断される異物	毛髪、繊維、ビニール片、羽虫等の衛生害虫以外の虫、上記以外のプラスチック片、スポンジ片、植物の皮や殻等
原料由来物	分類④	原料そのものに由来する物質であるが、喫食により健康への影響があると判断される異物	魚のウロコや骨、肉の鋭利な骨、こげ等

※原則として、原料そのものに由来する物質や食品の変色部分等は異物に含めない。ただし、異物の大きさ、量、形状等に応じて異物と同様に扱うものとする。

※異物の判断が困難な場合は、学校給食センターに確認する。

2. 異物混入の防止対策

学校給食物資の選定

- ①施設の衛生面及び食品の取り扱いが良好で、学校給食に対して理解と知識のある納入業者を選定し、信頼できる学校給食物資を購入する。
- ②納入業者との連絡を密にし、学校給食の意義、役割及び徹底した衛生管理について指導する。
- ③製造業者、納入業者へは、必要に応じて立ち入り調査を実施し、操業状況及び衛生管理について確認する。
- ④原材料及び加工食品について、製造業者もしくは納入業者が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果を文書で提出させ確認する。
- ⑤異物混入があった食品を納入した場合は、再発防止を強く指導するとともに、混入原因と今後の対策について文書で報告させる。また、その程度によっては納入停止等の措置をとる。

学校給食物資の検収

検収は、品名、数量、納品時刻、納入業者名、消費期限若しくは賞味期限、品温のほか、特に品質、鮮度、袋の汚れや破れ、包装容器等の状況、異物の混入や悪臭の有無等について点検し、記録する。

調理過程での遵守事項、防止策

ア. 全体

- ①検収、下処理及び調理の全ての過程で複数の調理員の目視を徹底し、異物の発見に努める。
- ②機器等は正しい方法により使用し、禁忌行為は行わない。
- ③異常を発見したら直ちに作業を中断し、栄養教諭等又は学校給食センター所長（以下、「所長」という）へ報告する。
- ④異常があったことだけでなく、どう処理したのか結果を日誌等に記録する。
- ⑤ドア、扉の開閉は必要最小限にし、外と接続するドア、扉は開けたままにしない。

イ. 身支度

- ①作業ごと専用の白衣、ズボン、帽子、靴、エプロンの着用、正しい身なりの確認。マスクは鼻と口を覆う。帽子は毛髪を覆う。
- ②調理作業に必要な物以外は、調理場に持ち込まない。ただし、眼鏡を必要とする者は、落下防止策を講じた上で着用可能とする。ポケットには何も入れない。
- ③爪は短く切り、マニキュアはしない。
- ④つけまつ毛やまつ毛エクステーションはしない。
- ⑤調理員相互で身支度の目視確認や粘着ローラーによる毛髪や埃、ごみ等の除去を行う。

⑥白衣等にボタンや糸くず等のほつれがないか確認し、ほつれを発見したら補修又は交換する。

ウ. 下処理室、調理場の点検

- ①調理場へは、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ②床、扉、窓等に汚染や破損がないか確認する。
- ③調理場における調理機器、器具、用具の点検を行う。調理開始前に機器等の点検や異物の有無を確認し、破損等による給食への混入の未然防止に努める。
- ④薬剤等を小分けする場合は、小分けボトルに薬剤名を明記し、誤使用を防止する。
- ⑤防虫対策に留意する。(扉の開閉は速やかに行うなど。)
- ⑥調理場へは、異物混入の原因となるおそれのあるものを持ち込まない。

エ. 調理作業における遵守事項

- ①下処理及び全ての工程は、複数の調理員による目視確認を徹底し、異物の混入や異常を発見した場合は、直ちに報告する。
- ②調理機器は、適正に取扱い、危険な行為は慎む。
- ③食材の袋やパックを開封した際は、切れ端、乾燥剤、内蓋等を適切に処分する。
- ④瓶や袋入りの調味料については、ボール等に移し替えて使用する。
- ⑤調理中に食材を床に落下させた場合は、全て廃棄する。ただし、調理前(下処理中)の食材を落下させた場合は、床と接触した部分は廃棄するとともに、通常の2倍の洗浄を行った上、使用するものとする。

学校への配送過程

- ①調理場から学校の配膳室入口まで配送員の安全、衛生管理の徹底について指導する。
- ②配送員は、専用の清潔な作業着、マスク、帽子を着用する。
- ③配送車内に汚れや異物の付着等がないか確認する。

学校内での防止策

ア. 配膳室等の管理

- ①配膳室の衛生管理に努め、生ごみや残渣等を置かない。
- ②配膳室には、みだりに人が出入りしないようにする。配膳員が配膳室から離れるときは、鍵をかけるなど、給食が置き去りにならないようにする。
- ③配膳員は、委託事業者が実施する研修で示された従事事項を確実に実施し、日々の配膳業務について共通理解を持ち作業を行う。
- ④配膳員の白衣、帽子は清潔な物を着用し、帽子から毛髪が出ないよう、また裾や袖から服が出ないようにする。(長髪の場合はゴムでまとめる。)
- ⑤マスクを着用し、鼻と口を覆う。

- ⑥配膳業務に必要な物以外は、配膳室に持ち込まない。ただし、眼鏡を必要とする者は、落下防止策を講じた上で着用可能とする。ポケットには何も入れない。
- ⑦食器及び食缶に異常がないか確認する。

イ. 検食

- ①学校長等は、児童生徒の喫食開始時刻 30 分前までに検食を行い、異物の混入、異臭の有無等を確認し、異常があった場合は検食簿に記録する。また、異常が認められた食品等については、適切に管理する。
- ②異常を確認した場合は、異常のあった給食の一部又は全部の提供を中止するとともに、直ちに学校給食センターに連絡する。

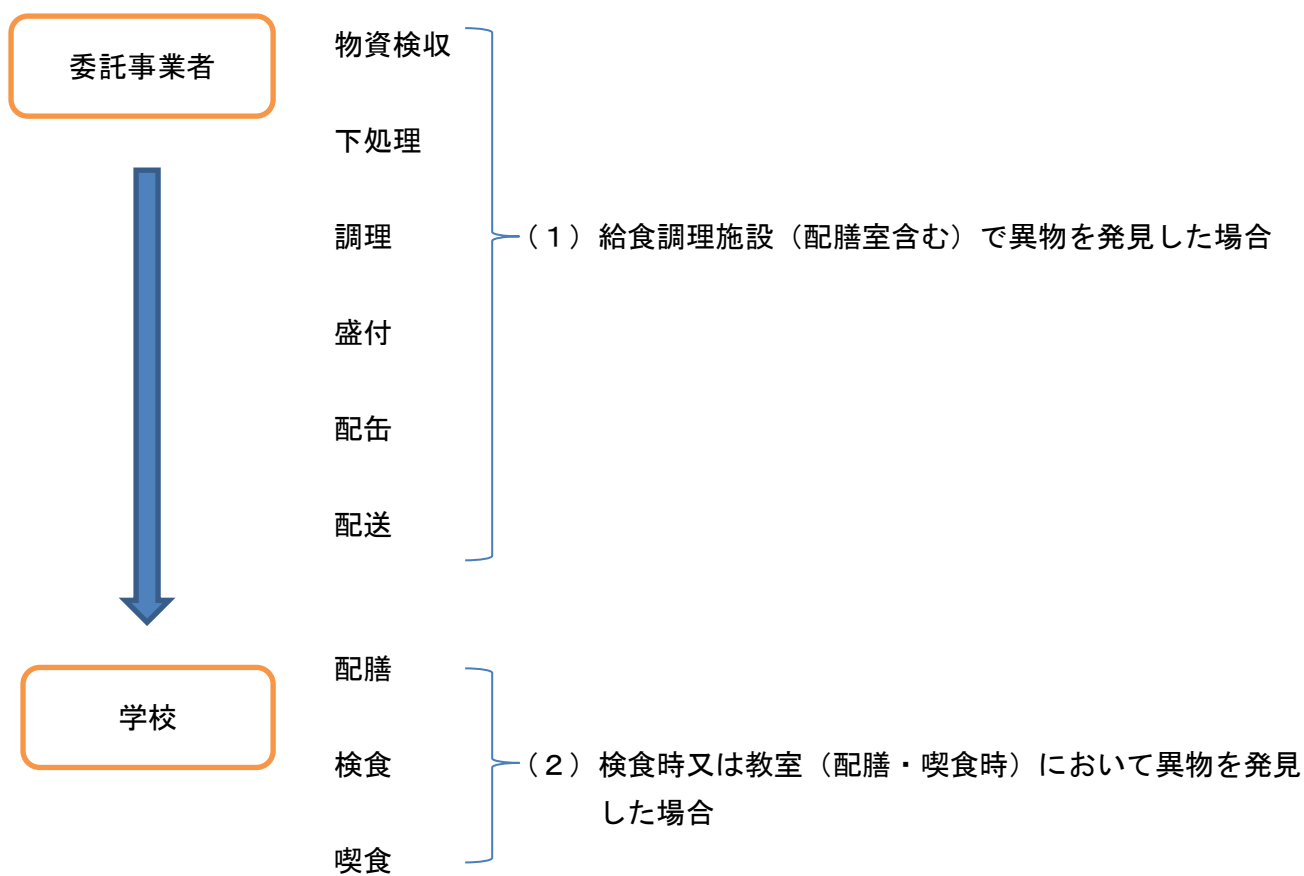
児童生徒に対する指導、配膳時の対応

- ①教室での配食は学級担任等の管理、指導のもと異物が混入しないように十分注意する。
- ②学級担任等は、教室内での異物混入を防止するため、消しゴムのかす、画鋏、ホッチキスの針等の散乱や屋外から害虫等が侵入しないよう注意し、整理整頓及び室内管理に心掛ける。
- ③学級担任等は児童生徒に異物が混入した場合の危険性や対応について指導する。
- ④配膳中に異物の発見等の異常を感じた児童生徒は、直ちに学級担任等に報告し、報告を受けた学級担任等は、学校長等に報告する。報告を受けた学校長等は、異常があると判断した場合は、直ちに学校給食センターへ連絡し、状況に応じて教育委員会と対応を協議する。

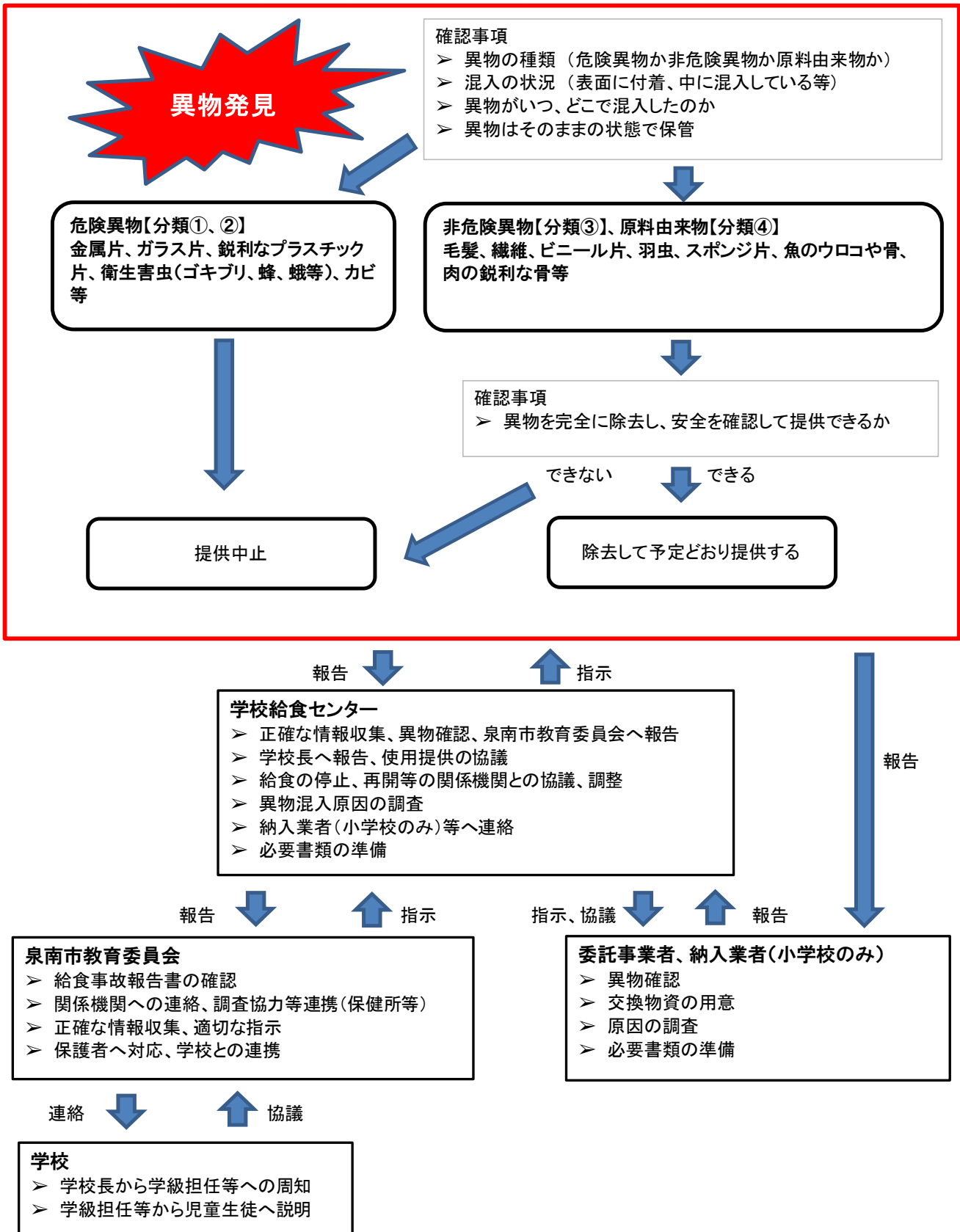
教育訓練

委託事業者については、従事者に学校給食における衛生管理及び調理業務の役割等を認識させ、知識及び技術習得のための研修を実施すること。

3. 異物混入への対応



(1) 給食調理施設（配膳室含む）で異物を発見した場合



ア. 異物の除去が可能な場合

- ①異物を除去して提供する。
- ②除去した異物は現状のまま保管し、給食調理施設内での混入の可能性を確認する。
- ③給食調理施設内での混入が確認できない場合は、速やかに納入業者へ調査を指示する。
※ただし、非危険異物が複数混入している場合は、該当食材の作業を中断する。

イ. 異物の除去が不可能な場合

- ①食材の交換が可能な場合
➢交換した食材を使用して調理を行う。
- ②食材の交換が不可能な場合
➢当該食材以外の食材を使用して調理が可能な場合は、当該食材抜き調理を行う。
➢調理の続行ができない場合は、当該食材を使用した献立を中止する。

調理場等の対応

- ①委託事業者は、異物を発見又は混入の発生について、様式1給食事故報告書（速報）にてFAXを送信の上、栄養教諭等又は所長へ報告する。
- ②所長から指示があるまで該当献立の作業を中止する。
- ③所長の指示に従い作業を行う。

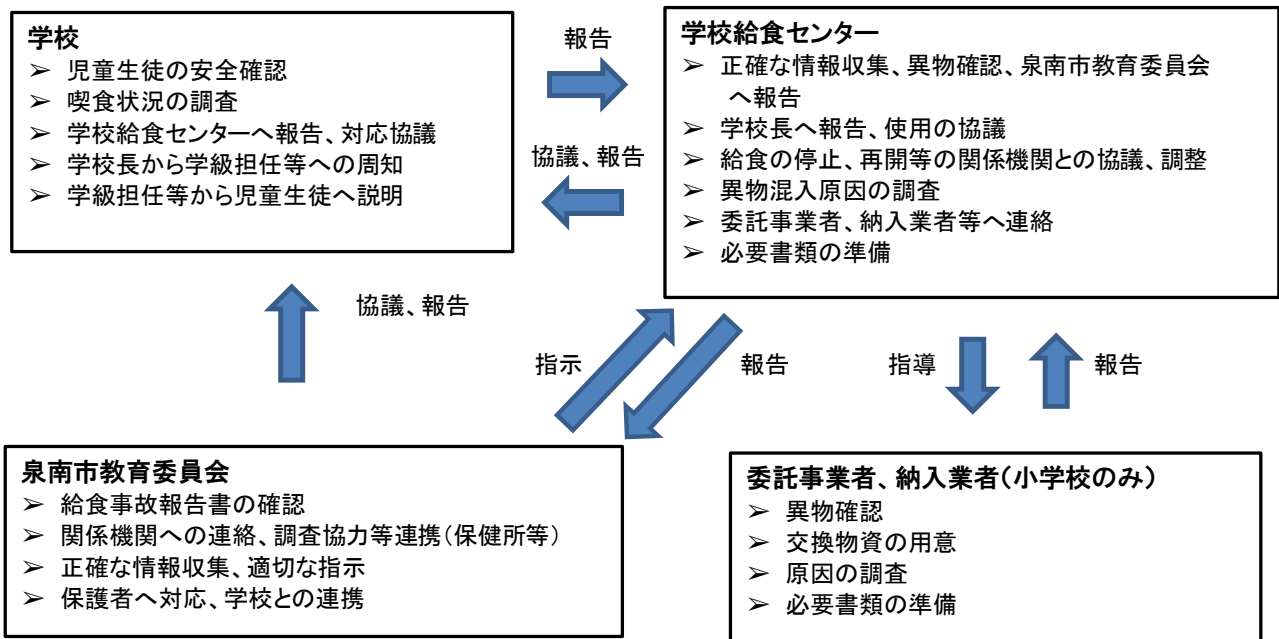
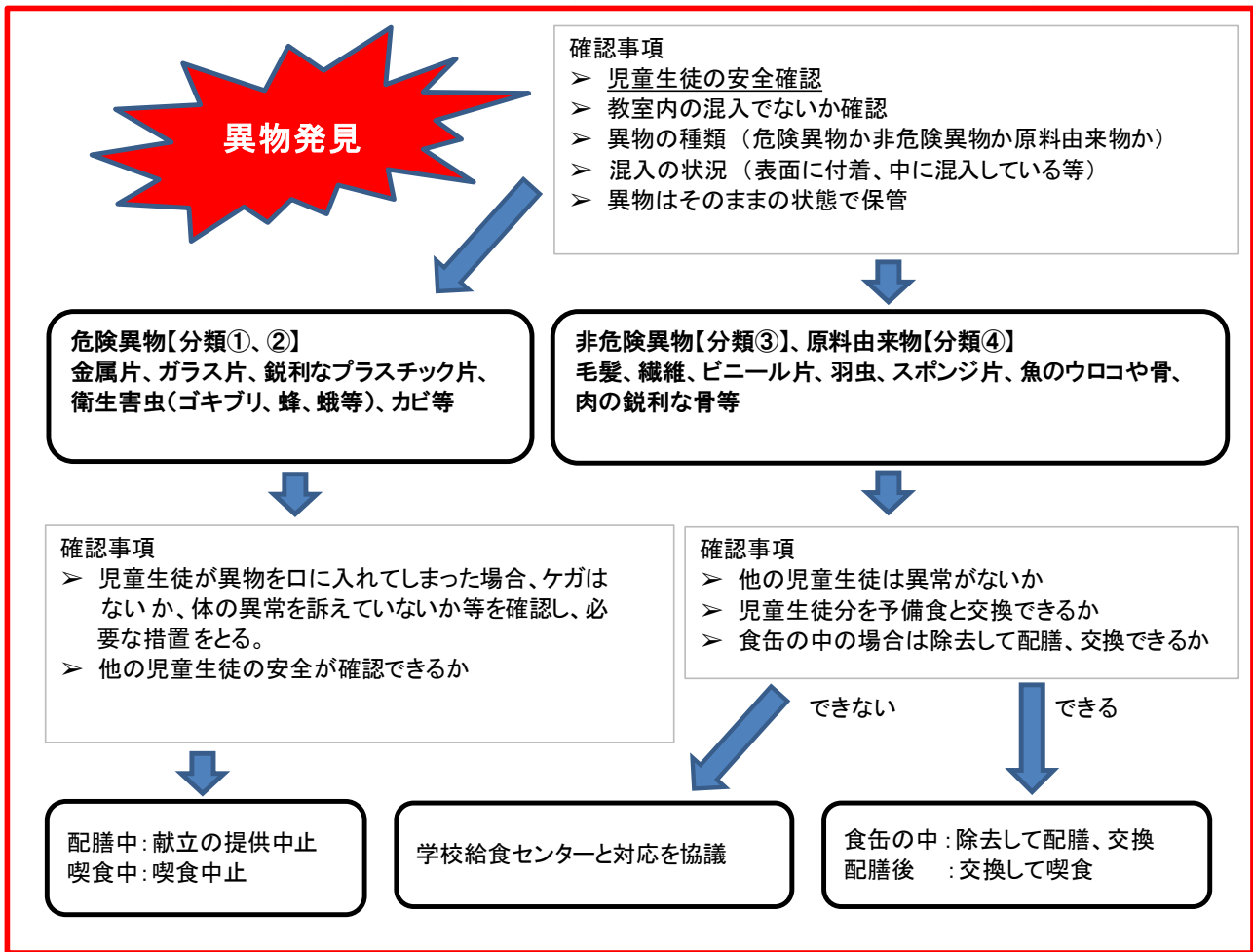
栄養教諭等の対応

- ①委託事業者から異物発見又は混入発生の報告を受けた場合は、所長へ報告する。
- ②所長の指示やその後の対応を行う。（当該献立の中止、変更など。）

所長の対応

- ①栄養教諭等から異物発見や混入発生の報告を受けた場合、委託事業者に当該食材の交換の可否の確認を指示する。
- ②当該献立の一部変更又は交換品による調理が可能な場合は、そのことを教育委員会及び関係する学校へ連絡する。
- ③調理が不可能な場合は、当該食材を使用した献立を中止し、直ちに教育委員会及び関係する学校へ連絡する。（当該献立の中止、配送の遅れなど。）
- ④給食（一部）中止及び変更などについて、保護者あて文書を作成し、配付する。
- ⑤調理場内で考えられる混入の要因に応じ、再発防止策を講じる。委託事業者に調査を指示した場合は、検査結果や再発防止策について様式4給食事故報告書を提出させ、関係する学校長に報告する。

(2) 検食時又は教室（配膳・喫食時）において異物を発見した場合



ア. 検食時又は教室において危険異物を発見した場合

学校の対応

- ①直ちに学校給食センターに連絡し、様式 1 給食事故報告書（速報）にて FAX を送信の上、提供続行の判断について協議する。
- ②異物が入っていた食缶、食器は可能な限り現状のまま配膳室にて保持する。
- ③児童生徒の安全確認を行い、他に同様の事案がないか調査し、また学校での混入可能性についても確認する。
- ④学校に原因があった場合は、必要な再発防止対策について学校給食センターと協議する。
- ⑤学校給食センターからの文書があれば配付する。
- ⑥保護者への対応について学校給食センター及び教育委員会と協議する。

学校給食センターの対応

- ①中止した献立の代替食について、対応可能な場合は予備の物資等により対応する。
- ②異物について、調理場内での混入の可能性を確認する。調理場内での混入が確認できない場合は、委託事業者を通じて納入業者等に調査を依頼する。
- ③調理場内で考えられる混入の要因に応じ、再発防止策を講じる。委託事業者に調査を指示した場合は、検査結果や再発防止策について様式 4 給食事故報告書を提出させ、委託事業者と協議の上、関係する学校長に報告する。
- ④児童生徒に健康被害があった場合は、経過と対応策並びに再発防止策について説明し、直接謝罪する。
- ⑤異物の混入については、関係する学校の全保護者に対しても異物混入の概要等について文書により説明し、今後の安全対策について報告する。
- ⑥原因が特定できない場合であっても、異物混入防止策を徹底し、リスクの軽減に努める。
- ⑦献立変更、一部中止等を実施した場合は、保護者あて文書を作成し、学校を通じて配付する。

イ. 検食時又は教室において非危険異物、原料由来物を発見した場合

学校の対応

- ①毛髪、繊維、ビニール片等の非危険異物は、発見時の状況に応じて提供の中止、又は除去して提供続行するかの判断について、学校給食センターと協議を行う。ただし、大量混入など児童生徒の身体や生命へ影響がある場合や影響のおそれがあると判断される場合は、危険異物の場合と同様に対応する。
- ②他に同様の事案がないか、学校での混入の可能性についても確認する。学校での混入の可能性が確認できない場合は、学校給食センターに連絡し、様式 1 給食事故報告書（速報）にて報告

する。

- ③異物は、可能な限り現状のまま配膳室にて保持する。また、異物の内容によっては、代替りの物資の配送について検討する。

※学校で混入したと判断できる事案については、学校給食センターに報告の必要はない。

学校給食センターの対応

- ①中止した献立の代替食について、対応可能な場合は予備の物資等により対応する。
- ②異物について、調理場内での混入の可能性を確認する。調理場での混入が確認できない場合は、関係業者等に調査を指示する。
- ③調理場で考えられる混入の要因に応じて、再発防止策を講じる。関係業者等に調査を指示した場合は、検査結果や再発防止策について様式4 給食事故報告書を提出させ、学校へ報告する。
- ④原因が特定できない場合であっても、異物混入防止策を徹底し、リスクの軽減に努める。

第3章 自然災害等発生時の対応について

1. 地震発生時の対応

地震発生時は、当日及び翌日以降の給食提供について、教育委員会、学校給食センター、学校、委託事業者で対応を協議する。協議の結果、給食提供を中止する場合は、教育委員会及び学校給食センターは、その旨学校長へ報告し、学校は直ちに児童生徒、必要に応じて保護者へ周知する。

【対応基準】

- ①本市又は隣接市町(泉佐野市、阪南市、田尻町)、調理場等の所在地で **震度4以上を観測**したとき、津波予報区「大阪府」に津波注意報、大津波警報が発表された時など、「災害警戒本部体制、災害対策本部体制」の設置時については、各ライフライン、学校給食センターの被災状況を踏まえ、当日及び翌日以降の給食提供について教育委員会、学校給食センター、学校、委託事業者で対応を協議する。
- ②**震度5弱以上を観測**し、学校が臨時休業となった場合は、給食提供を中止する。

2. 気象警報発令時の対応

気象警報発令による休業で、当日の給食提供が中止となった場合は、下記の①②③を原則とし、学校長は直ちに学校給食センター及び教育委員会に連絡の上、対応を協議する。なお、児童生徒が登校後に発令された場合は、気象状況等を考慮し、給食提供について対応することとする。

①午前7時現在警報発令時

本市に、午前7時現在、「暴風」「大雨」「洪水」警報発令時には、児童生徒は自宅待機となるが、警報解除後に通常どおり給食提供できるよう、体制を整える。

②午前9時現在警報発令時

本市に午前9時現在、「暴風」「大雨」「洪水」警報発令時には、児童は臨時休業になるため小学校の給食提供を中止する。

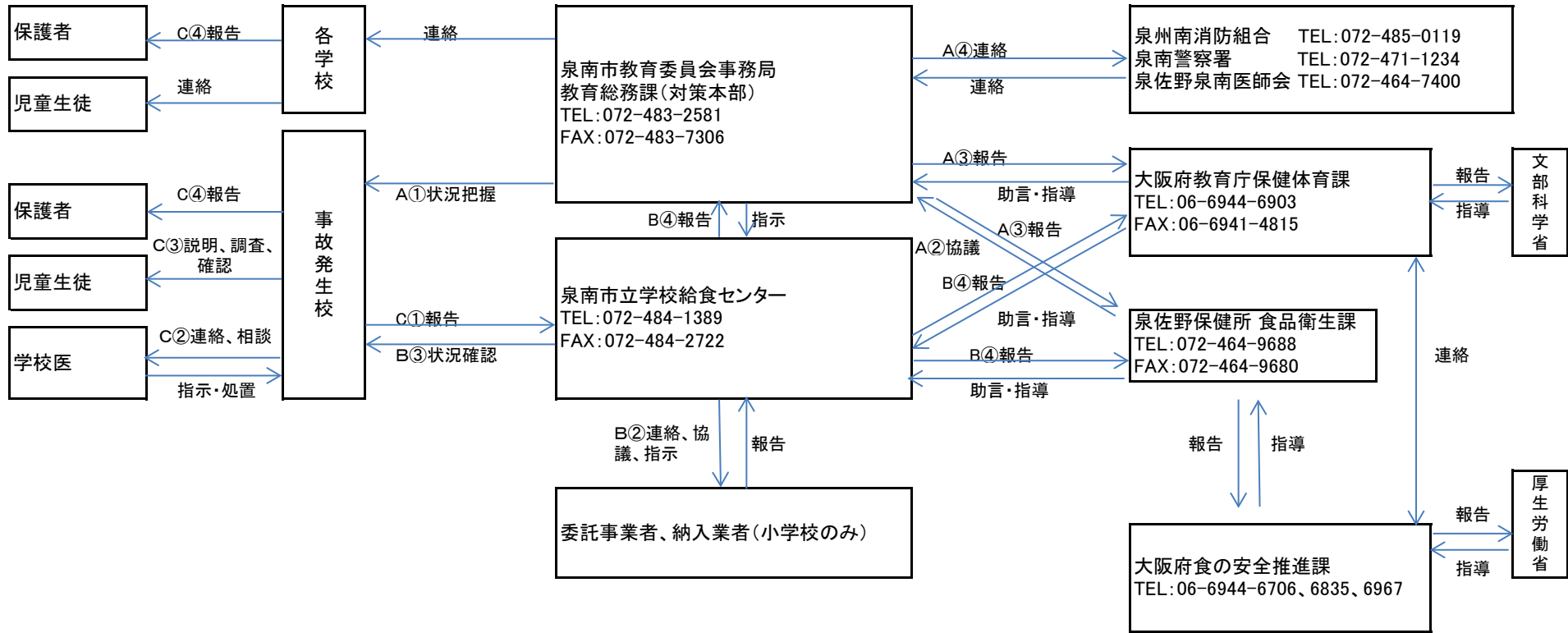
③午前10時現在警報発令時

本市に午前10時現在、「暴風」「大雨」「洪水」警報発令時には、生徒は臨時休業になるため中学校の給食提供を中止する。

3. その他災害時等の対応

その他の災害等により、給食の提供が困難であると考えられる場合は、教育委員会、学校給食センター、学校、委託事業者で給食提供の可否について協議する。交通渋滞又は事故等により、配送過程に支障が生じる場合は、配送員は直ちに委託事業者はその旨報告し、委託事業者は学校給食センター及び教育委員会に連絡の上、対応を協議する。

【異物混入事故発生時の連絡体制】



A: 泉南市教育委員会

- ①事故発生校の児童生徒の健康状況調査と把握
- ②関係者による対策の協議
- ③市教委の対応と学校の状況を府教育庁、保健所等の関係機関へ報告
- ④関係機関へ連絡

B: 泉南市立学校給食センター

- ①異物を発見した場合は、種類、数量、形状、混入状況を確認
- ②委託事業者、納入業者が原因の場合は、関係業者等と調整交換等の協議、指示
- ③学校から異物混入報告があった際は、混入状況を確認
- ④混入の状況により、泉南市教育委員会及び関係機関に状況を報告

C: 各学校

- ①配膳中や配膳後に異物を発見した際は、異物の種類や混入状況を調べて学校給食センターへ報告
- ②混入状況により、学校医に事故発生を連絡
- ③学校医の要医療の判断により処置
- ④児童生徒へ状況説明し、健康状況の調査と把握
- ⑤市教委から保護者宛て文書が届いた場合は、児童生徒に配付

緊 急**給食事故報告書(速報)**

◆学校給食における事故発生時には、直ちに泉南市立学校給食センターに電話連絡するとともに、本様式をFAXで送信すること。

◆連絡先は裏面。

発生場所	発生場所：		
報告者	報告者氏名：		
発生日時	年 月 日 () 時 分		
事故の発生状況	事故の内容	<input type="checkbox"/> 異物混入 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> アレルギー <input type="checkbox"/> その他	
	被害者数	教職員 名・児童生徒 名・その他 () 名	

※事故の発生場所、発生状況、発見者、症状等状況を詳細に記載すること。

※事故の内容が異物混入の場合は、異物等現物をそのまま保存し、写真を撮ること。また、アレルギーの場合は、小中学校ともに泉南市中学校給食におけるアレルギー対応方針P.17～P.21（食物アレルギー症状発症時の緊急対応について）を参照し、対応すること。

※「健康異常」が発生している場合は、その児童生徒数、職員数等を記載すること。

学校給食関係者連絡先

名 称	電話番号	FAX番号
泉南中学校	072-483-2475	072-483-2476
西信達中学校	072-483-2249	072-483-8249
一丘中学校	072-484-0333	072-484-0335
信達中学校	072-484-1200	072-484-1201
新家小学校	072-483-2292	072-483-2799
信達小学校	072-482-2070	072-482-2071
東小学校	072-482-3500	072-482-3580
西信達小学校	072-483-2127	072-483-2899
樽井小学校	072-483-4065	072-483-4991
雄信小学校	072-483-5312	072-483-5455
一丘小学校	072-483-1153	072-483-2890
砂川小学校	072-484-0251	072-484-0252
新家東小学校	072-482-3630	072-482-3680
鳴滝小学校	072-483-0033	072-483-0173
泉南市教育委員会	072-483-2581	072-483-7306
泉南市立学校給食センター	072-484-1389	072-484-2722
泉州南消防組合	072-485-0119	072-483-7951
大阪府教育庁 保健体育課	06-6944-6903	06-6941-4815
泉佐野保健所 食品衛生課	072-464-9688	072-464-9680
大阪府食の安全推進課	06-6944-6706	06-6942-3910
泉南警察署	072-471-1234	072-472-4625
(一社)泉佐野泉南医師会	072-464-7400	072-464-5638

学校における感染症・食中毒等の発生状況報告書

報告年月日		年	月	日	報告時刻			時	分					
1 学校名														
2 学校の所在地														
3 感染症・食中毒等の発生状況	(1)原因													
	(2)発生年月日													
	(3)終焉年月日													
	(4)発生の場所													
	(5)患者数・欠席者数及び死亡者数(延べ人数)	区分	児童生徒数		患者数		欠席者数		入院者数		死亡者数		備考	
		学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男		女
第1学年														
第2学年														
第3学年														
第4学年														
第5学年														
第6学年														
計														
(6)発生の経緯														
4 患者及び死亡者発見の動機														
5 食中毒の発生原因														
6 食中毒の感染経路														
7 臨床症状の概要														
8 学校の処置														
9 学校の管理機関の処置														
10保健所その他の関係機関の処置														
11都道府県教育委員会都道府県知事の処置														
12その他の参考となる事項														

- (注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合は、直ちに様式1給食事故報告書(速報)によりFAXで報告すること。
 2 終焉までの経過報告についても本様式を使用し報告すること。
 3 職員について該当者があった時は、(5)の備考欄に当該人数を記入すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

泉南市教育委員会 宛

名 称

報告者

給食事故報告書

給食事故について、下記のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	
事故の内容・状況 ※写真等を添付 すること。	<input type="checkbox"/> 異物混入 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> アレルギー <input type="checkbox"/> その他
原 因 ※詳細に記載 すること。	
処 理 ※調査実施機関等を記 載すること。	
改 善 策 ※具体的に記入	

